

令和4年6月13日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局長

(公印省略)

リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

平素は労働安全衛生行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省で開催している「化学物質のリスク評価検討会」において、詳細リスク評価対象物質4物質及び初期リスク評価対象物質2物質の計6物質(詳細別紙。以下「対象物質」という。)についてリスク評価が行われ、その結果が「令和3年度化学物質のリスク評価検討会報告書」として取りまとめられるとともに、厚生労働省 Web サイトにおいて公表されました。

つきましては、今般のリスク評価の結果を踏まえ、下記のとおり対象物質に係る労働者の健康障害防止対策が取りまとめられましたので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省 Web サイト参照 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25920.html



記

1 詳細リスク評価結果

経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定された物質(3物質)

No.090 ピリジン

No.111 チオ尿素

No.112 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、本物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通して、経気道ばく露により労働者に健康障害を生じさせるリスクが高いと判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査（以下「化学物質のリスクアセスメント」という。）を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

経気道ばく露のリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収のおそれが指摘されている物質（1 物質）

No.075 タリウム及びその水溶性化合物

本物質については、経気道ばく露のリスクに係る追加調査の結果、経気道ばく露により労働者に健康障害を生じさせるリスクは低いと判定されたものの、経皮吸収が指摘されていることから、経皮吸収に関する知見や保護具等作業実態のデータを積み重ねる必要がある。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であり、かつ、経皮吸収によるばく露の可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

2 初期リスク評価結果

経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定された物質（1 物質）

No.125 N , N - ジメチルホルムアミド

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクが高い等と判定されたところである。

本物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

経気道ばく露のリスクは低いと判定され、かつ経皮吸収のおそれの指摘もない物質（1 物質）

No.124 ジエチルケトン

本物質については、初期リスク評価において経気道ばく露に関するリスクは低いと判定され、かつ、経皮吸収のおそれも指摘されていない。

しかしながら、本物質は有害性の高い物質であることから、速やかに化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。